

# 生計同一関係証明書類等について

## ◎ 生計同一関係の認定が必要な方が配偶者（事実婚関係にある方を除く）または子である場合

- 以下の㊦～㊱のいずれかの書類が生計同一関係証明書類となります。
- ㊦～㊱のいずれかの書類を提出した場合は、「生計同一関係に関する申立書」への第三者証明の記入は不要です。

| ケース                      | 生計同一関係証明書類                                                              |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ㊦ 健康保険等の被扶養者になっている場合     | 資格確認書または健康保険被保険者証等の写し※<br>(保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。) |
| ㊧ 給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合 | 給与簿または賃金台帳等の写し                                                          |
| ㊨ 税法上の扶養親族になっている場合       | 源泉徴収票または課税台帳等の写し                                                        |
| ㊩ 定期的に送金がある場合            | 預金通帳、振込明細書または現金書留封筒等の写し                                                 |
| ㊪ 単身赴任による別居の場合           | 辞令の写し、出向命令の写し、単身赴任手当が分かる証明書の写しなど                                        |
| ㊫ 就学による別居の場合             | 学生証の写し、在学証明書など                                                          |
| ㊬ 病気療養・介護による別居の場合        | 入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等の写しなど                                               |
| ㊭ その他㊦～㊩に準ずる場合           | その事実を証明する書類                                                             |

## ◎ 生計同一関係の認定が必要な方が死亡した方の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹または三親等内の親族である場合

- 以下の㊦～㊪のいずれかの書類が生計同一関係証明書類となります。
- ㊦～㊪のいずれかの書類を提出した場合は、「生計同一関係に関する申立書」への第三者証明の記入は不要です。

| ケース                      | 生計同一関係証明書類                                                              |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ㊦ 健康保険等の被扶養者になっている場合     | 資格確認書または健康保険被保険者証等の写し※<br>(保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。) |
| ㊧ 給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合 | 給与簿または賃金台帳等の写し                                                          |
| ㊨ 税法上の扶養親族になっている場合       | 源泉徴収票または課税台帳等の写し                                                        |
| ㊩ 定期的に送金がある場合            | 預金通帳、振込明細書または現金書留封筒等の写し                                                 |
| ㊪ その他㊦～㊩に準ずる場合           | その事実を証明する書類                                                             |

➤ 生計同一関係の認定が必要な方が事実婚関係にある方である場合は、裏面をご覧ください。

◎ **生計同一関係の認定が必要な方が事実婚関係にある方である場合**

- 事実婚関係にある方の場合、事実婚関係及び生計同一関係の認定が必要です。
  - 以下の㊦～㊫のいずれかの書類が事実婚関係・生計同一関係証明書類となります。
  - ㊦～㊫のいずれかの書類を提出した場合でも、「事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書」への第三者証明の記入が必要です。
- ただし、住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合において、㊦～㊫のいずれかの書類を提出した場合は、「事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書」への第三者証明の記入は不要です。

| ケース                                  | 事実婚関係・生計同一関係証明書類                                                                        |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ㊦ 健康保険等の被扶養者になっている場合                 | 資格確認書または健康保険被保険者証等の写し※<br>(保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。)                 |
| ㊧ 給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合             | 給与簿または賃金台帳等の写し                                                                          |
| ㊨ 同一人の死亡について、他制度から遺族給付が行われている場合      | 他制度の遺族年金証書等の写し                                                                          |
| ㊩ 事実婚関係にある当事者間の挙式、披露宴等が1年以内に行われている場合 | 結婚式場等の証明書または挙式・披露宴等の実施を証する書類                                                            |
| ㊪ 葬儀の喪主になっている場合                      | 葬儀を主催したことを証する書類（会葬御礼の写し等）                                                               |
| ㊫ その他㊦～㊪のいずれにも該当しない場合                | その他内縁関係の事実を証する書類<br>・連名の郵便物<br>・公共料金の領収書<br>・生命保険の保険証<br>・未納分の税の領収証<br>・賃貸借契約書の写し など複数点 |

※すでに発行されている健康保険被保険者証等は、令和6年12月2日から1年間（令和7年12月1日まで。ただし、令和7年12月1日より前に有効期限が到来する場合はその有効期限まで。）は、有効な書類として認められます。